

令和3年度第1回茨城県内3機関公共工事入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和4年3月11日(金) 筑波大学本部アネックス棟1階会議室1. 2. 3	
委員	委員長 堀越 智也 (つくば中央法律事務所) 委員 木村 幸弘 (つくば市建設部次長) 委員 松前 江里子 (松前江里子公認会計士事務所)	
審議対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
個別審議案件(合計)	4件	(備考) 個別審議案件については、各発注機関の担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。
建設工事(小計)	3件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	2件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

建設工事及び設計・コンサルティング業務における個別審議案件

番号	発注機関	建設工事及び設計・コンサルティング業務
①	筑波大学	筑波大学附属病院病棟B改修工事
②	茨城大学	茨城大学（三の丸他）基幹・環境整備（衛生対策）機械設備工事
③	筑波技術大学	筑波技術大学春日地区校舎棟トイレ改修機械設備その他工事
④	筑波大学	筑波大学 1B・1C棟改修（建築）実施設計業務

意見・質問	回答
<p>1 令和2年度第1回茨城県内3機関公共工事入札監視委員会議事概要について (事務局より説明) ・特になし</p> <p>2 令和2年度に発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について (事務局より説明) ・特になし</p> <p>3 審議対象建設工事等に関する点検事項について (事務局より説明) ・特になし</p> <p>4 令和3年度第1回茨城県内3機関公共工事入札監視委員会審議案件について (事務局より説明) ・特になし</p>	
<p>5 個別審議案件の審議について ①筑波大学附属病院病棟B改修工事 (発注部局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本協定書において完成期限が令和5年10月31日となっておりますが、工事請負契約書では工事期間が令和5年12月28日になっておりますため、この理由を説明してください。 ・ 基本協定書の記述と違って、別に合意されているということで問題はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本協定締結の段階では、設計（業務）の履行期間及び（建設）工事の施工期間を決めていた。実際に実施設計（業務）が始まり詳細に調査したところ、現状との不整合等が判明した。また居ながら改修であることから院内の調整に時間を要したことから、両者間で協議した、設計期間を2か月延期することとした。これにより工事施工も、当初予定から2か月遅れることになるため、当初予定を変更することし、2か月間延長し令和5年12月末までの契約締結とした。 ・ 両者の合意の下で全体の期間を延長し、金額についても予定金額の中で収まるということで契約上問題はないと考えている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目が増えれば金額も上がると思いますし、工期も長くなれば同様と考えますが、上限額との兼ね合いはあるのか。 ・ その最初の上限内ということで、先程ご説明いただいたように問題ないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計（業務）が終わった段階でその設計内容をこちらでも精査して、金額が大幅に超過しそうであれば、仕様内容から変更する等、両者間で協議した上で決定していくことになる。 ・ はい。
<p>②茨城大学（三の丸他）基幹・環境整備（衛生対策）機械設備工事 （発注部局より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格については、企業への実績と配置予定技術者の実績を配慮して設定されているかと思われますが、これは延べ床面積191㎡の改修工事に（対して）、新営の場合は65㎡、改修の場合は96㎡と設定されています。他の案件では5割程度に設定する場面が多く用いられているように見受けられますが、今回の（工事で）新営で65㎡と設定した根拠について説明してください。 ・ 実績として3分の1と2分の1を採用するというので、発注案件が改修（工事）の場合2分の1というのか。 ・ 文科省における一般競争参加者の資格をA、B又はC等級と設定しています。 この要件であれば、恐らく何十社も存在すると推測されるが、実績や技術者の要件を絞り込み過ぎたため、結果、1社になってしまったということはないか。 ・ 理由書（P.27）では、入札に参加しなかった業者に問い合わせたところ、同種工事の施工実績の不足というような記載があるが、2社のうち1社で、参加されていない業者に伺 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城大学競争参加資格委員会における取り決め等により、改修工事の場合、新営工事の実績は3分の1以上、改修工事の実績は2分の1以上と定めていることから面積を設定した。 ・ 発注案件が改修工事のため、求める実績を新営（工事）の実績の場合は3分の1、改修（工事）の実績の場合は2分の1ということで設定した。 ・ 事前の業者へのヒアリングにより5社以上の参加を見込んでいた。しかしながら、工事が3団地に分かれていたため、業者が作業員を手配することが困難であったことが主な要因と考えている。 ・ そのとおりです。実績不足となった詳細は、建物全体としての設備工事実績はある一方、当該工事にトイレ改修が含まれていなかったため実績なしと判断し、結果辞退となっ

<p>ったということか。</p>	<p>た。</p>
<p>③筑波技術大学春日地区校舎棟トイレ改修 機械設備その他工事 (発注部局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私の記憶が間違っていなければ、春日（地区）のトイレの改修（工事）を以前もされていたと思いますが。 ・ それらを同時ではなく、段階を追って、バラバラに発注されている理由は何か。 ・ その施工業者は今回も同じ（会社）か。 ・ 評価点記入シート（P.13）の②「配置予定技術者の能力について」の工事成績が「0点」となっているが、これは「0点」とかでも構わないのか。 ・ これは何点以上とか無いのか？25点（満点）で半分以下の合計点数になっていると思うが、その評価の基準とはなにか。点数で評価するのであれば、何点以上が（合格）というはあるのか。 ・ 複数（の参加者）の時に、一番高い点数のところを選ぶのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ （春日地区校舎棟の）トイレ改修につきましては、営繕事業で平成30年度に1階の多目的トイレ・1階の一般トイレ（男女共）東西2ヶ所を改修し、引き続き翌年度は2階の一般トイレ東西2ヶ所を改修した。今回は財源が変わり一般トイレ3～4階と多目的トイレ2～5階を一挙に改修することとなった。 ・ 年度計画に基づき、営繕事業にて4か年計画で整備を行っていたが、概算要求で予算措置されたことから残り（3期・4期分）を一度に発注することとなった。 ・ 異なる業者である。前回の工事は300万円以下のため（規定により）随意契約で工事を実施した。今回の改修工事は、一般競争入札方式により落札した常陽水道工業が施工した。 ・ これは、元請の会社で実際に配置できる技術者の実績がないということです。会社としては実績があることから、競争参加資格としてはあります。 ・ 実績が無いため72点未満（実績無を含む）より0点ということになります。こちらの点数については、複数の業者が参加した時には評価点で左右される場合があります。この合計点がいくつ以下だったら（競争に）参加できない、とかの条件はありません。 ・ そのとおりです。複数の参加者があった場合、高い点数が有利になる評価点となりま

	す。
<p>④筑波大学1B・1C棟改修（建築）実施設計業務 （発注部局より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計として以前に契約を交わされた請負比率（契約率）は同じ位なのでしょうか。今回の契約率は97.2%ですが同じくらいですか。 ・ 今回の実施設計を随意契約するにあたり、見積合せしていると思いますが、その予定価格設定に際しての積算というのは筑波大で積算されているのですか。 ・ 単価もですか。 ・ 仕様単価を使って、それで（有）上野藤井建築研究所の方が今回は97%位で見積書を提出されたということですか。 ・ 見積もりをとったら、恐らく（契約率が）100%、それではおかしいというになりますね。 もちろん、要領に基づいて作成するのが一番適正であると思いますので、それで良いのではないかと思います。 ・ 通常では、基本・実施設計（業務）についても発注されているということですが、これも予算の関係でということだったので。今回の（基本設計業務と実施設計業務に）分けて発注という形になっていますが、もしこれを 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の基本設計の契約率は99.5%です。簡易公募型プロポーザル方式によるため、特定した業者から見積もり徴収することから、金額的にはそこまでは下がらないと考えています。 ・ そのとおりです。官庁施設の設計業務等積算要領に基づいて、図面枚数等を計算した上で予定価格を作成しております。 ・ そのとおりです。公共工事設計労務単価を使っています。 ・ 97%位の見積金額で提出がされた。予定価格の策定にあたり、数社から参考見積書を徴取して（積算）することも検討したが、あまり適切ではないと考え、今回はこの官庁施設の設計業務等積算要領に基づき積算した。 ・ それについては何ともいえませんが、工期の関係で問題ないのであれば、この規模の改修工事であれば、基本設計は行わず、実施設計を少し長めにとって発注すると考えられる。単年度予算ということもあり、なるべく

<p>一括で基本設計、実施設計として発注した場合、その予定価格的にはそんなに乖離しているかわらないですか。それとも少分けた分だけ少しは高くなりますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模と設計額的にいうと、併せて効率良くというのを考えられるかなと思ひまして、大規模（工事）になれば、もちろん基本（設計業務）、実施（設計業務）というふうになるかと思うんですが、分かりました。 	<p>設計期間を短くしないと、工事期間を確保できないこともあり、できることを先に進めておこうということで、前年度に学内予算で基本設計（業務）を発注した。</p> <p>本来であれば、基本設計（業務）は行わず、実施設計（業務）でヒアリングも含めて対応したいところではあるが、工事期間等を考えたところ、設計期間があまりとれないということで前年度に基本設計（業務）を発注した。</p>
<p>6 指名停止等の措置状況について （事務局より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>7 再苦情処理会議への申立状況について （事務局より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	
<p>8. 講評 （堀越委員長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回も抽出した案件について、抽出した理由を踏まえてというか、推察して下さって、それをもとに先回りして説明をご準備していただいたと思われるところがありまして、審議が円滑に進むので、次回からもそのようにお願いできるとすごく助かります。 <p>（木村委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事案としてご説明いただきまして、あと質疑応答でいろいろお聞かせいただいて、手続きは、要領とか規則に基づいて適正に行われているのではないかな、というふうに感じました。 ・ 今後についてですが、拝見したところ1社のみの参加がやっぱり多いなあ、というふう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承知しました。 ・ 承知しました

な印象を受けました。建設工事や設計委託業務の品質の確保については、その競争参加資格要件等で、品質の確保を守りながら少しでも緩和できる部分があるならば、参加者の増も見込めるかと思われしますので、ご検討いただければ、というふうに感じました。

(松前委員)

- ・ ご丁寧なご説明資料の作成ありがとうございました。私も応札者が少なくなっているのかと言うところが、ちょっと気になりました。これは、今程木村委員からも（コメントが）ありましたが、私はまた別に考えておりました、発注者側の発注の仕方というのがどうなのかなって思いました。やっぱり応札しやすいような配慮っていうのは発注する側ができることでありますし、それをすることによって社会的に有益な競争原理も働くというふうに思いますので、応札する側に少し目線を合わせていただくような発注の仕方等について、今後少し工夫いただければと思いました。
- ・ 併せて規則に従ってやっていただいているということを感じておりますので、今後も引き続きお願いいたします。

- ・ 承知しました